

○居宅訪問型児童発達支援給付費

	注 専門職員が 支援を行う場 合	注 児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1日 につき)	注 通所支援計 画が作成され ない場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特別地域加 算
基本部分					
居宅訪問型児童発達支援給付費 (1,035単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×59/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
--	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
---	---